

学校感染症による出席停止について

2023年5月改訂

学校では、下記の感染症を「学校感染症」として、学校保健安全法に基づき「出席停止」の措置をとらせていただきます。この措置は、お子さんが十分な休養をとることで早く病気を治すためと、他のお子さんへの感染を防ぐためのものであります。医師が感染の恐れがないと認めるまでの間は「出席停止」の扱いとなり、欠席とはなりません。医師の指示に従い、ご家庭で十分休んでください。診断がつかましたら、必ず学校にお知らせください。

医師から登校許可が出ましたら、学校で配布する「罹患・治癒証明（登校許可）書」に記入してもらい、登校を始める日に担任に提出してください。用紙は学校ホームページからもダウンロードできます。

※1 インフルエンザは保護者による「インフルエンザ登校届」を提出 ※2 新型コロナウイルス感染症は提出書類不要

出席停止を必要とする感染症と出席停止期間のめやす（学校保健安全法施行規則による）

分類	病名	停止期間	
第1種	エボラ出血熱 など	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ ※1 (特定鳥インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで ※1提出書類「インフルエンザ登校届」	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化する（かさぶたになる）まで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	新型コロナウイルス感染症 ※2	発症後5日を経過し、かつ解熱後1日を経過するまで (発症から10日間はマスク着用を推奨) ※2提出書類:不要	
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第3種	コレラ 腸管出血性大腸菌感染症(O-157) 流行性角結膜炎 など	症状に応じて医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	その他の感染症	溶連菌感染症	治療開始後24時間を経過し、全身状態がよければ登校可
		手足口病	熱がなく、全身状態がよければ登校可
		マイコプラズマ感染症	急性期症状が改善した後、全身状態がよければ登校可
		感染性胃腸炎（ノロウイルスなど）	下痢・嘔吐から回復した後、全身状態がよければ登校可

*「全身状態がよい」とは、食事がいつも通りとれて、睡眠もしっかりとれている状態のことをさします。

ご不明な点などございましたら、学校までお問い合わせください。